

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年 7 月22日	
【会社名】	東洋電機製造株式会社	
【英訳名】	TOYO DENKI SEIZO K.K. (TOYO ELECTRIC MFG.CO.,LTD.)	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡部 朗	
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号	
【電話番号】	03-5202-8122	
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 藪井誠一郎	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号	
【電話番号】	03-5202-8122	
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 藪井誠一郎	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,398,182,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年7月15日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、募集の条件その他本自己株式処分に関し必要な事項が2026年7月22日に決定されたことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

4 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

第三部 追完情報

1 事業等のリスクについて

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

【表紙】

【届出の対象とした募集金額】

(訂正前)

その他の者に対する割当 1,163,514,000円

(訂正後)

その他の者に対する割当 1,398,182,000円

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	578,000株	1,163,514,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	578,000株	1,163,514,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本株式が、1株当たり発行決議日の直前取引日(2026年7月14日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「東証終値」といいます。)である2,013円で発行されたと仮定した場合の見込額です。

3. 当社は、本日、「2026年5月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本決算発表」といいます。)及び中期経営計画「サステナブル2030～変革への挑戦と成長の加速～」(以下「本中期経営計画」といいます。)を公表しております。本決算発表及び本中期経営計画に対する株式市場の受け止め方いかんによっては、本日(発行決議日)以降の当社の株価に影響があり得ます。当社としては、仮に本決算発表及び本中期経営計画を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価上昇を反映せずに本株式の処分条件を決定することは、当該処分条件と本株式の処分時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、既存株主の利益にも配慮した公正な処分条件の決定という観点及び恣意性を排除する観点から、株価の上昇を反映した上で本株式の処分条件を決定することがより適切であると考えております。そこで、当社は、2026年7月22日(以下「条件決定日」といいます。)を本株式に係る最終的な条件を決定する日として、発行決議日の直前取引日(2026年7月14日)の東証終値である2,013円と条件決定日の直前取引日(2026年7月21日)の東証終値のいずれか高い方の金額を1株当たりの発行価額とします。したがって、実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。なお、本株式の処分価額は、発行決議日時点の本株式の価値と条件決定日時点の本株式の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本株式の処分価額について、当社及び既存株主にとって不利益となる変更はありません。

4. なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	578,000株	1,398,182,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	578,000株	1,398,182,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。
 3. なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,013	-	100株	2026年 8 月 6 日	-	2026年 8 月 6 日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、本株式が、1株当たり発行決議日の直前取引日(2026年7月14日)の東証終値である2,013円で発行されたと仮定した場合の見込額です。実際の発行価格は、発行決議日の直前取引日(2026年7月14日)の東証終値である2,013円と条件決定日の直前取引日(2026年7月21日)の東証終値のいずれか高い方の金額とします。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の引受け等を内容とする総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法によります。
 4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合、本自己株式処分は行われません。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,419	-	100株	2026年 8 月 6 日	-	2026年 8 月 6 日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の引受け等を内容とする総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法によります。
 4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合、本自己株式処分は行われません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,163,514,000	6,600,000	1,156,914,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途をいいます。
2. 払込金額の総額は、本日現在における見込額です。実際の払込金額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用及び有価証券届出書作成費用であります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,398,182,000	6,600,000	1,391,582,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途をいいます。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用及び有価証券届出書作成費用であります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
研究開発投資	1,156	2026年8月～2030年5月

（注）資金使途に充当するまでの間の資金管理は、当社預金口座にて行います。

当社グループは、本日公表した本中期経営計画に基づき、「変革への挑戦」と「成長の加速」を進めることで、すべてのステークホルダーの期待に高い水準で応え続ける持続可能な企業グループへの飛躍をめざしています。

(後略)

(訂正後)

資金の具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
研究開発投資	1,391	2026年8月～2030年5月

（注）資金使途に充当するまでの間の資金管理は、当社預金口座にて行います。

当社グループは、2026年7月15日に公表した本中期経営計画に基づき、「変革への挑戦」と「成長の加速」を進めることで、すべてのステークホルダーの期待に高い水準で応え続ける持続可能な企業グループへの飛躍をめざしています。

(後略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

(訂正前)

上記「2 株式募集の方法及び条件(1) 募集の方法(注) 3」に記載のとおり、今般の本自己株式処分の発表と同日に本決算発表及び本中期経営計画を公表しており、本決算発表及び本中期経営計画の公表を受けての当社株式の値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本株式1株当たりの払込金額を、2026年7月14日の東証終値である2,013円と、条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方とする予定です。このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、本日又は条件決定日までの一定期間ではなく、直前取引日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法につきましては、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、払込金額を市場株価と同額に決定する方法であるため、条件決定日において決定される本株式の払込金額は、割当予定先にとって特に有利な金額での処分に該当しないものと判断しております。

また、当社監査役4名全員（うち社外監査役3名）から、本自己株式処分の処分価額は、割当予定先に特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(訂正後)

本株式1株当たりの払込金額は、発行決議日の直前取引日(2026年7月14日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「東証終値」といいます。)である2,013円と条件決定日の直前取引日(2026年7月21日)の東証終値である2,419円の高い方の金額である2,419円に決定いたしました。

このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、2026年7月15日又は条件決定日までの一定期間ではなく、直前取引日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法につきましては、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、払込金額を市場株価と同額に決定する方法であるため、条件決定日において決定された本株式の払込金額は、割当予定先にとって特に有利な金額での処分に該当しないものと判断しております。

また、当社監査役4名全員（うち社外監査役3名）から、本自己株式処分の処分価額は、割当予定先に特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

第三部 【追完情報】

1 【事業等のリスクについて】

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年7月15日)現在までの間において、変更及び追加すべき事項は生じておりません。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年7月22日)現在までの間において、変更及び追加すべき事項は生じておりません。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。